

静岡県告示第253号

静岡県広域団体認定訓練助成金支給要綱（平成13年静岡県告示第392号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第3 助成対象団体</p> <p>助成金は、次の(1)から(8)までに該当する認定訓練を振興するために助成を行うことが必要であると認められる広域団体に対して支給する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 上記(1)から(8)までの規定にかかわらず、上記(1)から(8)までに該当する広域団体が、次に掲げるいずれかに該当する場合は、助成金の支給の対象としない。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>風俗営業等関係広域団体</u></p> <p>助成金の支給に係る広域団体において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている広域団体</p> <p>ただし、接待飲食等営業であって許可を得ているのみで接待営業が行われていない場合又は接待営業の規模が事業全体</p>	<p>第3 助成対象団体</p> <p>助成金は、次の(1)から(8)までに該当する認定訓練を振興するために助成を行うことが必要であると認められる広域団体に対して支給する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 上記(1)から(8)までの規定にかかわらず、上記(1)から(8)までに該当する広域団体が、次に掲げるいずれかに該当する場合は、助成金の支給の対象としない。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 助成金の支給に係る広域団体において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている広域団体</p> <p>ただし、接待飲食等営業であって許可を得ているのみで接待営業が行われていない場合又は接待営業の規模が事業全体の一部である場合を除く。</p>

の一部である場合を除く。

オ～ク (略)

第6 支給事務手続

(1) (略)

(2) 支給の決定

知事は、申請書の提出を受けた場合は、遅滞なくその内容を審査し、申請書の内容が助成金の支給要件に適合するものであると認めるときは、助成金の支給を決定するものとする。

なお、知事は、必要があると認める場合には申請者に対し、第3の(7)に掲げる書類その他申請書の記載事項を確認するために必要な書類の提出を求め、又は当該認定訓練の実施状況等を実地に調査するものとする。

(3)～(6) (略)

オ～ク (略)

第6 支給事務手続

(1) (略)

(2) 支給の決定

知事は、申請書の提出を受けた場合は、遅滞なくその内容を審査し、申請書の内容が助成金の支給要件に適合するものであると認めるときは、助成金の支給を決定するものとする。

なお、知事は、必要があると認める場合には申請者に対し、第3の(7)に掲げる書類その他申請書の記載事項を確認するために必要な書類の提出を求め、又は当該認定訓練の実施状況等を調査するものとする。

(3)～(6) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。